

# 和歌山県「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住所		
	氏名又は名称		
	代表者職・氏名		
	木材業者等登録番号	注) 登録がない場合、申請できません。	
	改善措置計画号	認定事業主である場合は、別記第3号様式の省略可	

申請担当者 連絡先	職氏名	
	電話番号	

## 登 録

和歌山県意欲と能力のある林業経営者の 登録の更新 を受けたいので、

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第4の規定により、  
申請します。

◎ 和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第4第4項の規定により経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域を別記様式第2号様式により提出して下さい。

◎ 和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について(以下「登録基準」という)第2の基準を満たしており、登録第3で掲げる別表1「登録基準評価項目」に示す基準を満たしていることを証する書類を提出して下さい。

なお、別表1の1の(2)から(5)について、別表2で掲げる評価ポイントにおいて、100ポイント以上を有している場合は、1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれることとして、本申請を行う場合は、公表の日から1年以内に別記第19号様式により、達成状況を報告してください。

### ◎ 確認項目

- 和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第14の規定に基づき登録を受けると県のホームページ上で公表されることに同意ください。

上記について、同意します。

注) 申請する際は、同意が必要となります

※なお、申請に際して提出された本申請書並びに添付書類については、登録・公表に関する業務以外に使用いたしません。

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準

登録基準

以下の(1)～(10)の項目の基準をすべて満たしていること。ただし、(2)～(5)に関しては、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について別表2「評価ポイント」において、100ポイントを有すると認められる経営者にあつては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含むことができる。なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合も含めて判断する。

(1) 生産量の増加又は生産性の向上

①素材生産量(m³)の増加目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)		年度	5年後の目標(元号)		年度
	天然林	人工林	計(A)	天然林	人工林	計(C)
主伐 間伐						

素材生産量(m³)	
前年度	5年後

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)		年度	5年後の目標(元号)		年度
	天然林	人工林	計(B)	天然林	人工林	計(D)
主伐 間伐						

増加率(%) (C+D)/(A+B)

登録基準  
素材生産に関し、生産量を5年間で概ね2割以上を増加させる目標を有していること、または生産性を5年間で概ね2割以上を向上させる目標を有していること。  
なお、現状で、生産量の実績が5,000m³/年以上、または生産性の実績が間伐5m³/人日以上、若しくは主伐7m³/人日以上の場合は、5年間で当該実績以上の目標を有していること。

②生産性(m³/人日)の向上目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)		年度	5年後の目標(元号)		年度
	間伐(E)	主伐(F)		間伐(I)	主伐(J)	
天然林 人工林						

間伐の生産性(m³/人日)
前年度(M) 5年後(N)

主伐の生産性(m³/人日)
前年度(O) 5年後(P)

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)		年度	5年後の目標(元号)		年度
	間伐(G)	主伐(H)		間伐(K)	主伐(L)	
天然林 人工林						

向上率(%)
間伐(N/M)
主伐(P/O)

(2) 生産管理又は流通合理化等

①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理。

いずれかに  
取り組んでいる

100ポイントを有し  
1年以内に取り組む

②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめを通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等

いずれかに  
取り組んでいる

100ポイントを有し  
1年以内に取り組む

【上記①または②の取組内容を、記載してください。】

登録基準  
左記のいずれかに取り組んでいること。  
別表2で掲げる評価ポイントにおいて100ポイント以上を有している場合は、取組計画があり1年以内に取り組が確実なものについても、基準を満たすものとする。  
この場合は、計画資料を添付すること。

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化

①伐採・造林の一貫作業システムの導入

取り組んでいる

100ポイントを有し  
1年以内に取り組む

②コンテナ苗の使用



③低密度植栽



④下刈の省略等



⑤その他 ( )



【上記①から⑤で取り組んでいる内容を、具体的に記載してください。】

登録基準  
左記のいずれかに取り組んでいること。  
別表2で掲げる評価ポイントにおいて100ポイント以上を有している場合は、取組計画があり1年以内に取り組が確実なものについても、基準を満たすものとする。  
この場合は、計画資料を添付すること。

(4) 主伐後の再造林の確保

①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

区分	事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による体制
	他者への請負又は連携による体制

有している	100ポイントを有し 1年以内に取り組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

登録基準
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。(連携協定書の写し等により一体的に実施できる体制を確保することを含む。)別表2で掲げる評価ポイントにおいて100ポイント以上を有している場合は、申請時において体制がないものであっても、1年以内に他者との連携等によって体制が確立されると証明されるものについては、基準を満たしているものとする。この場合は、連携にかかる協定書の写し等、証明書類を添付すること。

【上記で請負又は連携により一体的に実施する体制を有している場合又は今後取り組む場合は、請負又は連携先の名称(今後取り組む場合は予定)を記載してください。】  
 請負先又は連携先 ( )

※主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営者の場合は、もう一方を実施する他の林業経営者との連携協定書の写し等の提出が必要です。

②主伐後に適切な更新

※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く、傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。

自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後に適切な更新
他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ

取り組んでいる	100ポイントを有し 1年以内に取り組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績

区分	提出書類	該当するものを選択する。
事業実績または所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上	3年以上の実績を証する書類 (請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>
現場従事作業職員が本県農林大学校林業研修部林業経営コース等で1年間の課程を修了し、かつ2年間以上の現場従事実績を有している場合など、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有している	・本県の林業大学校1年間の課程修了証明書類 ・2年以上の実績を証する書類 (請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>
現場従事作業職員が県外の林業大学校で2年間の必要課程を修了し、かつ1年間以上の現場従事実績を有している場合など、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有している	・県外の林業大学校2年間の課程修了証明書類 ・1年以上の実績を証する書類 (請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>
別表2の評価ポイントにおいて100ポイント以上を有しており、かつ1年以上の事業実績または現場従事実績	・1年以上の実績を証する書類 (請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>

登録基準
左記のいずれかに該当するもの。

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。

区分	提出書類	
専門家の指導等を受けつつ、個別に独自の行動規範を策定等。	・策定されている行動規範等	<input type="checkbox"/>
所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等を遵守することを含む	・遵守の約束する行動規範、ガイドライン等。 ・誓約書	<input type="checkbox"/>

登録基準
左記のいずれかに該当すること。 伐採前の現地確認の徹底など誤伐の未然防止を図る措置が盛り込まれていること。

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策

区分	提出書類	
林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく本県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組の実施。	改善計画認定事業主	不要 改善計画認定番号【 】
	認定事業主以外	別記第3号様式
現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を実施	実施を証する書類	<input type="checkbox"/>
労働者災害補償保険に加入している。(一人親方等の特別加入を含む。)	加入を証する書類	<input type="checkbox"/>
各届出を行っていること。(届出の義務がない場合を除く。)	健康保険法第48条の規定による届出	<input type="checkbox"/>
	厚生年金保険法第27条の規定による届出	<input type="checkbox"/>
	雇用保険法第7条の規定による届出	<input type="checkbox"/>

登録基準
左記の項目(区分)のすべてを満たしていること。

(8) 担い手の確保と中長期雇用計画の策定等

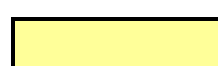
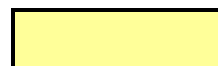
経営管理実施権を取得するべく、持続的、安定的な施業実施のための具体的な方針と5年後、10年後の担い手確保に向けた中長期雇用計画等を策定していること。

区 分	提出書類
中長期雇用計画又は要件を満たした計画を策定している。	・策定されている計画。
未策定だが、今後、1年以内に策定する。	・誓約書。

登録基準
左記のいずれかに該当すること。

(9) コンプライアンスの確保

- ① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者。
- ② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。
- ③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。
- ④ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為を認められる者。
- ⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。  
これについては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等をいう。



登録基準
左記の項目のいずれにも該当しないこと。
「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。
「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所の代表者とする。

(10) 常勤役員の設置

法人においては常勤の役員の設置



登録基準
法人においては、左記の項目を満たしていること。

2 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準

登録基準
以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしていること。

(1) 直近の事業年度における経理状況

直近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。



登録基準を満たさず、上記で”良好でない”としたが、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明されている。



I 法人の場合

提出書類	登録基準
登録基準を確認できる直近の財産目録、貸借対照表、収支計算書等及び中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書等	①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)。 ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において、いずれもマイナスという状態になっていないこと。

※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明すること。

II 個人の場合

提出書類	登録基準
登録基準を確認できる直近の青色申告書の写し、納税証明書等及び中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書等	①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはならないこと。

※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。

(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。



# 経営管理実施権の設定希望届出書

以下のとおり、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域を届け出ます。

※ 経営管理実施権の設定区域は下記のとおり、各振興局管内一円を一区域と設定します。  
希望する振興局管内一円に○を入力してください。

海草振興局管内一円							
	和歌山市	海南市	紀美野町				

那賀振興局管内一円							
	紀の川市	岩出市					

伊都振興局管内一円							
	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町			

有田振興局管内一円							
	有田市	湯浅町	広川町	有田川町			

日高振興局管内一円							
	御坊市	美浜町	日高町	由良町	印南町	みなべ町	日高川町

西牟婁振興局管内一円							
	田辺市	白浜町	上富田町	すさみ町			

東牟婁振興局管内一円							
	新宮市	那智勝浦町	太地町	古座川町	北山村	串本町	

別記第3号様式

労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組

申請書1の(7)の取組事項について、以下のとおり申請します。

取 組 項 目		登録基準
現場作業員の常用化などの雇用の安定化		左記のいずれかに取り組んでいること。
月給制度の導入		
週休2日制の導入		
計画的な研修実施などの教育訓練の充実		
退職金共済への加入などの福利厚生の実施		
防護具の着用徹底		
作業現場の安全巡回		
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策		
その他( )		
その他( )		
その他( )		
備 考		

経営管理に関する情報

1 事業の実施体制

(1) 職員数\_\_\_名(社長等経営職員含む)

(内訳) 事務職員\_\_\_名 林業技術者\_\_\_名

※事務、技術を兼務するときは主たる業務の方に記載する。

(2) 職員の資格

フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネジャー	森林施業 プランナー	森林経営 プランナー	森林作業道作設 オペレーター	技術士
人	人	人	人	人	人	人
技能士	林業技士	森林総合監理士	地域森林監理士	( )	( )	( )
人	人	人	人	人	人	人

(3) 保有機械(保有している機械はすべて記載する)

グラブブル	プロセッサ	ハーベスタ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	スキッダ	フォワーダ	
台	台	台	台	台	台	台	

※保有機械には、1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械は含まないものとします。

(4) 作業種毎の実施方法

作業種	実施方法	直近の実績	施業協定の有無	備考
主伐	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
搬出間伐	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
保育間伐	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
保育作業 (下刈等)	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
植栽	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
作業道開設	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△m ( 年)	有・無	
その他	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	

## 経理状況の概要

## 1 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
純資産合計				
負債及び純資産合計				

## 2 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

※ 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出することにより、上述1～2について省略することができます。



3 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

4 経営管理実施権を受ける森林経営管理における経理方法について具体的に記述してください。

5 その他（経理状況で特筆すべきことがあれば記述してください）

【提出書類一覧】

書類名称	個人	法人
申請書（別記第1号様式）	○	○
経営管理に関する情報（別記第4号様式）	○	○
登記事項証明書の写し	—	○
住民票の写し	○	—
納税証明書の写し（市町村税、県税、国税）	○	○
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類		
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○	○
主伐後の再生林の確保に関して連携する林業経営者との協定書等の写し	○	○
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類 （完了した過去3年間の事業実績の中から各年度毎に代表的なもの1件）	○	○
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○	○
労働者を雇用している場合は、雇用通知書等の写し	○	○
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	○	○
就業規則等を制定している場合は、その規則の写し	○	○
修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類	○	○
経理的な基礎に係る添付書類		
経理状況の概要（別記第5号様式）	△1	△1
貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）	—	○
青色申告決算書等の写し（直近3年分）	○	—
中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類	△2	△2

※ ○印の書類を提出してください。ただし、該当がない場合は提出不要です。

※ △1印の書類は、貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写しを添付する場合は、1～3の記載を省略できます。

※ △2印の書類は、直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合等に添付してください。

ただし、当該林業経営者が、

- ① 「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け林野庁長官通知）に基づいて「意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体」として選定された林業経営者である場合には、当該選定に当たって提出した情報
- ② 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主である場合には、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報
- ③ 「林業経営者に関する情報の登録・公表について」（平成24年2月28日付け林野庁長官通知）に基づいて林業経営者名簿に登録された林業経営者である場合には、当該登録の情報と同一の事項で、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができます。

別記第 6 号様式

第 号  
年 月 日

市町村長  
和歌山森林管理署長 } 様

和歌山県知事

和歌山県意欲と能力のある林業経営者選定に係る意見聴取について

このことについて、本年度の申請者のうち、登録基準に適合すると判断する林業経営者を下記のとおり取りまとめたので、選定にあたり和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第 9 の規定により、貴職の意見を聴取したく、協議します。

記

別紙、和歌山県意欲と能力のある林業経営者選定・登録簿のとおり

別記第7号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 市町村推薦書

第 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長

森林経営管理法第36条の林業経営者として、以下のものを推薦します。

記

項 目	内 容
商号又は名称	
事業者の所在地	
推薦の理由	
その他	

※複数の事業体を推薦する場合は、事業体ごとに推薦状を作成してください。

別記第8号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 選定通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録については、  
下記のとおり選定したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 活動区域
- 3 登録期間

別記第9号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 選定・登録簿

登録番号	商号又は名称	代表者名	主たる事務所	選定日	登録期間	希望地域

別記第10号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 選定・登録リスト

林業経営者名	所在地	希望区域	登録期間	備考

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 非選定通知書

森 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付けで申請のあった和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録については、下記理由により、非選定と決定したので通知します。

記

1. 非選定の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上



別記第12号様式

第 号  
年 月 日

市町村長 }  
和歌山森林管理署長 } 様

和歌山県知事

和歌山県意欲と能力のある林業経営者の選定について

このことについて、和歌山県意欲と能力のある林業経営者を下記のとおり選定したので、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第12第2項の規定により、通知します。

記

別紙、和歌山県意欲と能力のある林業経営者選定・登録簿のとおり

別記第13号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 変更申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付けで選定・登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 登録番号
2. 変更内容
3. 変更理由
4. 添付書類 別紙のとおり

※添付書類については、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第8第2項に掲げる登録申請書に変更内容関連箇所を修正し、修正箇所に関連する同要領第8第3項に掲げる添付関係書類を揃えて申請すること。

別記第14号様式

第 号  
年 月 日

市町村長 }  
和歌山森林管理署長 } 様

和歌山県知事

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録の変更に係る意見聴取について

このことについて、下記登録林業経営者から、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第15の規定による登録の変更申請が提出され、変更内容が、同要領第4第4項に基づく活動区域の変更であるため、同要領第15第4項の規定により、貴職の意見を聴取したく、協議します。

記

1. 登録番号
2. 商号又は名称
3. 変更区域

別記第15号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付けで変更申請のあった和歌山県意欲と能力のある林業経営者については、  
下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 活動区域
- 3 登録期間

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録変更申請に係る不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付けで変更申請のあった和歌山県意欲と能力のある林業経営者については、審査の結果、登録基準に適合しないものと判断しますので、不承認とします。

については、現況が本変更申請内容となっている場合は、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録の取り消しを行う必要があるため、精査します。

記

- 1 登録番号
- 2 活動区域
- 3 登録期間

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

別記第17号様式

第 年 月 日 号

市町村長 }  
和歌山森林管理署長 } 様

和歌山県知事

和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録変更について

このことについて、下記のとおり、和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録変更を行ったので、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第15第5項の規定により、通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 商号又は名称
- 3 代表者氏名
- 4 変更内容

別記第18号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付けで選定・登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので届出ます。

記

1. 登録番号
2. 主たる事業者の所在地
3. 商号又は名称
4. 代表者氏名
5. 変更内容

別記第19号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 事業実施状況報告書 ( 年度)

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地  
名称  
代表者

1 ○○年度の実績を報告します。

事業区分		指標	内訳	事業実績 (全体)	うち数		目標年度 ( ) の事業量	達成率
					再委託分	譲与税分		
生産	主伐	材積 (m <sup>3</sup> )	直営					
			請負					
			合計					
		生産性(m <sup>3</sup> /人日)	直営					
	間伐	材積 (m <sup>3</sup> )	直営					
			請負					
			合計					
		生産性(m <sup>3</sup> /人日)	直営					
	主伐 + 間伐 材積(m <sup>3</sup> )							
	主伐 + 間伐 生産性(m <sup>3</sup> /人日)							

注1 事業実績(全体)に記載する施業実績は、林業経営者が実施した全ての森林施業の実績を記載します。

注2 譲与税分に記載する施業実績は、市町村発注による森林施業の実績を記載願います。



2 生産管理又は流通合理化に関する取組実績

--

3 造林・保育の省力化・低コスト化に関する取組実績

--

4 主伐後の再造林の確保に関する取組実績

--

5 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する取組実績

--

6 伐採・造林に関する行動規範策定等に関する取組実績

--

7 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する取組実績

--

8 担い手の確保と中長期雇用計画の策定等に関する取組実績

--

9 コンプライアンスの確保に関する取組実績

--

10 常勤役員の設置に関する取組実績（※常勤役員を設置していない場合に記入）

--

11 経営改善に関する取組実績

--

別記第20号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 登録取消申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

意欲と能力のある林業経営者の登録を取り消したいので、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録  
・公表要領第18第1項(2)の規定により申請します。

記

1. 登録番号
2. 主たる事業者の所在地
3. 商号又は名称
4. 代表者氏名
5. 取消申請の理由

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 取消通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付けで和歌山県意欲と能力のある林業経営者に選定していた貴殿の登録を、下記理由により取り消したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 活動区域
- 3 取消理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

別記第22号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 登録の効力停止通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付けで和歌山県意欲と能力のある林業経営者に選定していた貴殿の登録の効力を、下記理由により停止したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 停止理由
- 3 停止期間

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

別記第 2 3 号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 登録の取り消し及び効力停止にかかる事案報告書

第 号

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

名 称

代表者

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第 1 8 第 1 項及び第 1 9 第 1 項に該当する事案が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

事案発生年月日	
事 案 の 概 要	
備 考	

別記第24号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者 登録の取り消し及び効力停止にかかる事案報告書

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

振興局長

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第18第1項及び第19第1項に該当する事案を知ったので、下記のとおり報告します。

記

林業経営者の氏名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の職氏名〕	
林業経営者の住所 〔法人にあつては、 主たる事務所の所在地〕	
事案発生年月日	
事 案 の 概 要	
備 考	